

技能者の処遇改善に向け、国土交通省が2025年12月、建設工事の請負契約における新たなルールの導入に乗り出しました。改正建設業法等の施行を通じて、建設業者は建設工事の請負契約に当たっては、労務費等の内訳を明示した見積書の作成が努力義務化、一方、公共工事の入札では労務費等の内訳を明示した内訳書の提出が義務化されるとともに、労務費等について、適正な額を著しく下回る金額での見積りや契約締結を禁じたのです。この新たなルールの概要を、国土交通省 不動産・建設経済局 建設振興課 課長補佐の石井 信氏にお聞きしました。



霞が関から

建設産業の持続可能性を高めるため、発注者を含め、 自覚的に新しい商慣行にチャレンジしていただきたいと思います。

労務費を原資に技能者に適正な賃金を支払う

技能者の処遇改善に向けた新たなルールの導入に乗り出した背景には、処遇を巡る建設業界の現状があります。建設業就業者数が減少傾向にある中、若い方や担い手に入職・定着していただくためには、技能者の賃金が全産業比で低位にとどまっている現状を、労働環境に見合った水準に引き上げることが必要です。ところが、賃金の原資になる労務費は、請負契約における「総価一式」の慣行からその相場が明確ではなく、重層下請構造の下、下請事業者まで適正な額が確保されず、賃金として行き渡っていない状況です。そこで、請負契約において適正な労務費を確保し、それを原資に適正な賃金が技能者に支払われるようにするため、新たなルールを導入したのです。

具体的には、①雇用する技能者の知識や技能などの能力についての公正な評価に基づく賃金支払いといった処遇確保を建設業者に対して努力義務化する、②請負契約における適正な労務費の水準を中央建設業審議会（中建審）が作成した「労務費に関する基準」において明確化する一方で、労務費等の内訳を明示した見積書の作成を建設業者に対して努力義務化する、③労務費等について、適正な水準を著しく下回る見積りや請負契約締結等を禁止し、違反した建設業者は指導・監督の対象とする一方、違反した発注者は勧告・公表の対象とする——という内容です。なお、公共工事では応札者に対して、労務費等の内訳を明示した入札金額内訳書の提出が義務化されます。これらの新たなルールを定めた改正建設業法等は2025年12月に全面施行されました。



国土交通省
不動産・建設経済局 建設振興課
課長補佐
いし い まこと
石井 信

請負契約における労務費確保と技能者への賃金支払いの2段階で実効性確保

「総価一式」の商慣行とともに、価格競争を勝ち抜くために値下げの元手として賃金原資となる労務費部分をあてにする商慣行も見直し対象です。技能者の処遇が確保されたうえでの工事価格や、生産性の高さなどを競う健全な競争環境を整え、処遇改善に取り組む企業が競争上不利にならないような仕組みが必要です。

そこで、請負契約における労務費の確保（入口の取組）と、下請事業者への労務費及び技能者への賃金の支払い（出口の段階）の2段階で実効性確保策を用意しました。

入口の取組としては、「労務費に関する基準」を踏まえた取引の手引きとなる「『労務費に関する基準』の運用方針」の提示、「労務費に関する基準」により導き出される適正な労務費の具体的な数値として、職種分野別・都道府県別「労務費の基準値」の公表、労務費等の内訳を明示した見積書の様式例などの専門工事業者向け見積書作成支援ツールの公表等により、労務費等の内訳を明示した見積書作成の商慣行化を図ります。

このほか、適正な労務費を確保し、適正な賃金を支払う優良事業者が市場で選択される環境整備を目的として、改正建



設業法に基づく各種努力義務の履行や、宣言企業同士の優先選定等を内容とする「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」を新たに導入しました。宣言企業には、国土交通省の公式ホームページへの社名の掲載や、経営事項審査における加点評価を行います。

CCUSレベル別年収を見直し、目標値と標準値を設定

出口の取組としては、改正建設業法において、技能者の知識や技能などの能力についての公正な評価に基づく賃金支払いの努力義務が規定されたことを踏まえて、適正な賃金として、CCUS(建設キャリアアップシステム)レベル別年収を位置づけました。

CCUSレベル別年収については、今般の法施行に合わせて改定し、これまで、「レベル1」から「レベル4」までの4段階別に、「目標値」と「標準値」の2つの水準の値を設定することとし、適正な賃金として「目標値」の支払いを推奨するとともに、「標準値」を下回る支払い状況の事業者については、請負契約において労務費ダンピングの恐れがないか重点的に確認するものとして位置づけを見直すとともに、最新の労務単価の反映等を行いました。

また、適正な労務費確保・賃金支払いを受注者のみに委ねること、行政のみでチェックすることには限界があります。このため、契約当事者間でも適正な労務費確保・賃金支払いの状況を確認できる仕組みとして、民間工事と公共工事の各標準請負契約約款や標準下請契約約款に、労務費の適正な確保や賃金の適正な支払いの表明ならびに情報開示への合意に関する条項(コミットメント条項)を、新たに加えました。

適正賃金の支払いへ、新たな商慣行に挑戦を

いま求められるのは、建設産業を持続可能なものにしていくことです。民間事業者の浮き沈みは確かに市場原理で決まるものですが、建設産業は国民経済を支えるインフラを建設し維持管理するという公的な役割を担います。国や社会として何もしないわけにはいきません。今回整えたのは、担い手である技能者に適正な賃金を支払い続けられるように、請負契約を通じて労務費の適正な確保を支援する仕組みです。新たなルール導入・実効性確保策は商慣行の見直しを迫るものですが、建設業界に若者を引き入れ、産業としての持続可能性を高めるためには不可欠な施策となります。自覚的に新しい商慣行にチャレンジしていただきたいと思います。(談)

図: 中央建設業審議会「労務費に関する基準」の考え方とその実効性確保策のパッケージ。「適正労務費」は「労務費に関する基準」を、「適正賃金」は「CCUSレベル別年収」を基に設定する。いずれも基礎には、「公共工事設計労務単価」を位置づける

